

特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について（報告）

1 概要

令和8年4月1日から認定こども園に移行する予定の新設する認定こども園の利用定員について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2項の規定により、令和7年度第1回大竹市子ども・子育て会議（書面開催）において意見を聴取したところであるが、その後の協議の中で利用定員について修正することとなったため、修正後の利用定員について、下記のとおり報告するもの。

2 利用定員の設定を定める教育・保育施設

公立/ 私立	施設名 (運営法人)	施設所在地	施設種別
私立	大竹中央幼稚園 (学校法人大竹学園)	大竹市油見一丁目16番14号	幼稚園型 認定こども園

3 利用定員

【修正前】 (単位：人)

1号				2号			計
満3歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	
25	51	51	51	34	34	34	280

【修正後】 (単位：人)

1号				2号			計
満3歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	
10	11	11	16	9	9	14	80

4 修正の理由

新設する認定こども園（大竹中央幼稚園）の利用定員について、移行前の幼稚園の利用定員と同じ利用定員としていたが、近年の児童減少を踏まえ、利用定員を今後想定される入園児童数に見直したため。